

令和8年度



病児・病後児保育利用料 補助事業のご案内

本事業は、広島大学の職員の子(※)が、
病気や怪我又はその回復期にあるため集団保育が困難な期間に
病児・病後児保育施設を利用した場合の利用料の一部を補助するものです。

※6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下、「乳幼児」という。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日利用分

【利用対象者】

広島大学に在職する職員のうち、学内外の保育園を利用している者
または就業・介護等の事由により、その保育すべき乳幼児を
家庭で保育することができない者。

【補助回数】乳幼児一人当たり「最大16回/一年度」です。

【提出期限】

請求書類の提出締切は利用月の翌月末です。
ただし、令和9年3月利用分の提出締切は令和9年4月2日必着とします。

【提出書類】

- ① 病児・病後児保育利用料補助事業利用申請書（初回請求時のみ）
- ② 病児・病後児保育利用料補助金請求書
- ③ 保育施設が発行した利用料金の領収書
- ④ 保育日誌など、利用した乳幼児の氏名が分かる書類
（③で確認できる場合は省略可。）

【補助金額】下記A、Bのうちいずれか低い額

- A. 病児・病後児保育施設に支払った費用のうち、
保育料金の3分の2を超えない額（10円未満切り捨て）
- B. 1,000円

【注意事項】

補助の対象となるのは、支払った費用のうち保育料金のみです。
登録料、食事代（おやつ代）等は含みませんので、
領収書に保育料以外の料金が含まれる場合は、
内訳が分かるものを添付してください。



事業の詳細、提出書類は男女共同参画推進室のHPをご覧ください →
(URL : <https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender/worklife/byogojisupport>)

★お問い合わせは男女共同参画推進室（内線：東広島4413, 4355）

E-mail : syokuin-sen@office.hiroshima-u.ac.jp

